

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会

青少年保護ワーキンググループ（第3回）

1 日時 令和8年2月18日10時15分～11時30分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

(1) 構成員

曾我部主査、上沼構成員、鶴田構成員、水谷構成員、米田構成員

(2) オブザーバー

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、こども家庭庁成育局安全対策課、経済産業省商務情報政策局情報経済課

(3) 総務省

藤田大臣官房総括審議官、荒井大臣官房審議官、中村情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、寺本情報流通行政局参事官、田熊情報流通行政局参事官補佐

4 議事

(1) 個別論点について

(2) 意見交換

(3) その他

【曾我部主査】

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループの第3回会合を開催いたします。

本日はご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。議事に入ります前に事務局から連絡事項をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。まず本日の会議につきましては、公開とさせていただきますことをご了承ください。

次に、Web会議による開催上の注意事項を申し上げます。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声および資料投影となり傍聴者は発言ができない設定としております。また記録のため録画をさせていただきます。

本日の資料は、資料3の1点となります。万一、お手元に届いていない場合がございますら事務局までお申し付けください。

なお、本日、石戸構成員がご欠席、石戸構成員以外の5名につきましてはご出席という状況でございます。また、当省の総括審議官の藤田につきましては公務のため、遅れての参加の予定となっております。事務局からは以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。では議事に入りたいと思います。本日の議事は3点でして、1つ目として個別論点について、2としまして意見交換、3その他となります。まず、議事1の個別論点でございますが、こちらにつきましては資料3に基づき事務局からご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

事務局です。資料3「個別論点ごとの議論」に基づきましてご説明をさせていただきます。資料を投影いたします。

まず（1）から（4）までが、こども家庭庁の会合で取りまとめられた「課題と論点の整理」において、総務省が主担当となっている論点が上の四角囲みの内容となっております。それぞれの各論点と論点ごとにおける第1回、第2回会合の構成員からの発言をまとめたものとなっております。

続いて資料5ページでございます。「第1・2回のワーキンググループでの指摘を踏まえた検討項目の整理」でございます。それぞれの論点ごとに議論が重なるところも多いことから、これまでの各構成員からのご発言を踏まえまして項目を整理したものでございます。大きく4つ柱立てをしておりますところ、4つ目のICTリテラシーの向上につきましては、本ワーキンググループの検討事項ではないため参考としているところでございます。

まず「プラットフォームサービスの設計上における青少年保護措置」について説明いたします。そのうち大きく3つありまして、最初に「デフォルト設定・広告の閲覧制限」についてご説明いたします。青少年のインターネット利用形態ごとのリスクとそれに対応した技術的な保護策を図示したものが7ページでございます。スマートフォンにおけるインターネットの利用形態は左側のWebの閲覧と右側のアプリ利用で大きく区別できると考えております。アプリ利用の際のリスクにつきましては、例えば有害情報の閲覧や中毒性のあるコンテンツの視聴などが挙げられます。これらのリスクに対応した技術的な保護策につきましては、例えば利用者の年齢確認や有害情報の閲覧防止などが挙げられます。

次のページが、実際に各プラットフォームサービスでどのような青少年保護措置を取られているのかといったことをまとめたものでございます。こちらページにつきましては各事業者の皆様にご協力いただき作成したところでございまして、いくつかの事業者からは、サービスの性質が異なるため青少年保護のアプローチも異なるといった旨のコメントがあったものでございます。5つのサービスを並べていますが、一番上の「サービスの概要」にもありますとおり、とおりにそれぞれ異なるといったところが前提になり

ます。資料において、黒字がデフォルトの設定として青少年保護の措置がとられているものです。青字がデフォルト設定ではなくカスタム設定でして、サービスの利用後に設定を変更することによって制限を強化することができるものです。もう1つ、灰色の取り消し線が引かれているものが青少年の保護措置がとられていないものを表しております。

続いて10ページです。プラットフォームサービスにおける広告の閲覧制限については、媒体ごとに広告の掲載基準が定められていまして、合わせて青少年保護に配慮した取組を各社実施されています。先ほどのスライドと同様に灰色取り消し部分につきましては実施されていないものを示したものでございます。

続いて11ページが、参考までに諸外国における広告規制の取組でございまして、例えばEU・イギリス・フランスの状況を掲載したものでございます。業界団体を設立し、例えばターゲティング広告を禁止するといった取組が行われております。

続いて12ページです。諸外国法制における青少年プラットフォームサービスの利用に係る規定でございまして、EU、イギリス、アメリカの特色のある州における規定をまとめたものです。例えばEUにおきましては、青字のとおり、とおりデジタルサービス法においてリスクの評価の義務や、とおりプロファイリングに基づく広告の表示の禁止などを規定しています。続いて13ページです。先ほどの説明の中の特にリスク評価に特化した内容として取りまとめたものです。例えば、EUにおきましては一定規模のプラットフォーム事業者に対しまして、評価結果に基づいたリスク軽減措置を講じることを求めています。他国においても同じような規定を設けていることを示したものでございます。

続きまして2つ目、「利用対象年齢」についてご説明いたします。15ページ「プラットフォームサービスにおける利用規約上の対象年齢とレーティング」についてです。プラットフォームサービスごとの利用規約上の対象年齢について、Instagram・TikTok・Xにおきましては、13歳以上を対象としていて、13歳未満につきましてはアカウント作成不可ということが利用規約上に明記されているという状況です。YouTubeにおきましては、利用者が13歳未満の場合には、ファミリーリンクにより保護者によるアカウント設定が必要とされております。LINEにおきましては12歳以上としておりまして、こちらは利用推奨年齢という形で定められております。それぞれ利用契約上の対象年齢と各アプリストアのレーティングを比較したところ、LINEが定める対象年齢とGoogle Playのレーティングに差異が生じていることが見てとれるところでございます。

続いて16ページです。AppleとGoogleのレーティング基準についてまとめたものでございます。色がついているところをご覧ください。日本で適用されるレーティング基準につきましては、Appleでは「グローバル共通基準」、Googleでは「その他の地域の基準」となっております。レーティングの基準の内容は、両者で異なりますが、区分け

が5つの分類となっていることや、年齢につきましては類似していることが見てとれます。

続いて17ページ、AppleとGoogleにおける一部の国地域でのレーティング対応についてです。先ほど説明したのがいわゆる世界共通基準でございまして、一部の国や地域においては個別基準が設けられております。例えばAppleにおきましては、オーストラリア・ブラジル・韓国の3か国、Googleにおいてはその3か国に加えて、とおり南北アメリカ・ヨーロッパと中東・ドイツにおいて個別の基準が設定されております。

続いて18ページ19ページがその詳細となっております。AppleとGoogleにおけるレーティングの詳細の内容となります。

次に20ページです。日本におけるWebコンテンツ審査・認定機関です。Webコンテンツの審査認定について、日本ではI-ROI（インターネット・コンテンツ審査監視機構）、またEMA（モバイルコンテンツ審査・運用監視機構）が取組を行ってきたところですが、現時点においては既に終了しています。また21ページの諸外国の状況を見ると、とおりアメリカ、EU、フランスがありまして、その内、EUとフランスにおいては既に組織が廃止されているという状況でございまして。

続いて3つ目です。「年齢確認」として、「日本におけるプラットフォームサービスの年齢確認方法」についてです。「利用開始時の年齢確認方法」については、LINEを除く4社においては利用者による自己申告によって生年月日を入力するといった手法がとられております。他方、LINEにおきましては、携帯電話事業者の登録情報に基づいて年齢確認をしているといった状況でございまして。その右側、「利用規約上の対象年齢に関する記載」は、先ほどご説明したとおりとおりでございまして。さらにその右側の、利用中の措置につきましては、他の利用者からの通報や、投稿しているコンテンツを検知し、利用者が対象年齢未満であるということが疑わしい場合には、身分証の提示などによる確認方法が一部とられているといった状況でございまして。その結果、利用規約上の対象年齢よりも低いことが確認された場合には、アカウントの削除などの措置がとられている状況でございまして。

続いて24ページ、諸外国法制等における年齢確認方法と事業者の対応でございまして。EUにおきましては、「とおり推奨される年齢確認手法」といたしまして、証明書やID等による年齢確認を求めています。具体的にはとおり、政府発行のIDウォレットの利用や、EU年齢確認ソリューションの利用が推奨されています。さらに、顔認証や履歴などによる年齢推定につきましては、あくまでも年齢確認の補完的手段として位置づけられております。生年月日を入力するなどの自己申告につきましては、プライバシー、安全性、セキュリティの面から適切ではない方法と明記されています。イギリスにおいても、EUと同様の年齢確認と年齢推定が「極めて有効な年齢認証」とされています。

これまでの第1回、第2回の議論を踏まえますと、プラットフォームサービスの設計上における青少年保護措置に関する論点としては25ページのとおりとおりで考えております。なお、サービスごとにその性質が異なるといったことを鑑みまして、とおりそれぞれのサービスを踏まえたリスク評価ということも論点の1つとして考えております。意見交換におきましては構成員の皆様にご覧いただき、ご発言いただければと考えております。

続いて大きな柱の2つ目が「フィルタリング機能の改善」となります。27ページ「携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービス」についてです。MNOとMVNOが提供するフィルタリングサービスは記載のとおりとおりとなっております。

続いて28ページから31ページまでが、青少年のスマートフォン利用における技術的な保護策の現状ということで、前回の第2回資料と同じものを掲載しておりますが、こちらにつきましては、構成員限りの内容としておりますので説明は割愛させていただきます。

続いて32ページです。日本におけるその他のフィルタリングアプリの一例でございます。携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービス以外のものとして、一例として記載しております。例えばAdora社のコドマモというサービス、またトレンドマイクロ社のウイルスバスタークラウドを掲載していますが、これ以外にも多数存在するという状況でございます。

続いて33ページは諸外国におけるフィルタリングサービスとしてご参考までに記載のとおりとおりとなっております。

34ページがフィルタリング機能の改善に関する論点として、これまでの議論にもありましたとおりとおり、キャリアのフィルタリングが提供可能な機能というものと、発信リスクなどを踏まえた新たなリスクへの対応というところが論点として考えられます。

続きまして「携帯電話事業者における青少年確認義務」についてです。36ページが2024年度に実施しました覆面調査の結果となります。とおり昨年の1月から3月において、覆面調査を実施いたしました。青少年確認義務の履行状況につきましては、MNOが84%、MVNOが73%となっております。青少年インターネット環境整備法の中で義務としておりますので、昨年7月には消費者保護ルールの遵守についての要請文書を発出しました。

37ページが、MNOの覆面調査の詳細となっております。一番上の表が先ほどご説明しました青少年インターネット環境整備法の第13条において義務付けられている青少年確認義務の状況として、青少年の確認がなかったというのが赤字の16%となっております。同様にとおり第14条で義務付けられているフィルタリング説明がなかったというのがとおり15%、同じく第16条のフィルタリングの有効化の措置について行われていなかったというのが合計で29%となっております。以上がMNOの調査結果でございます。

MVNOにおいても同様に青少年の確認について100%とはなっていません。39ページが、参考までに、MNO各社における新規契約時の青少年確認方法をまとめたもので、具体的な必要書類などについて記載しております。

40ページが「携帯電話事業者における青少年確認義務に関する論点」となっております。青少年確認義務についてこれまで論点として掲げられていたところですが、青少年確認義務以外の義務の履行につきましても、調査の結果100%とはなっていなかったという状況ですので、それらの義務の履行についても論点として考えられるのではないかとということで記載しております。

最後に、「ICTリテラシーの向上」についてでございます。42ページが「総務省の主な取組」としてまとめたところです。例えば教職員へのアプローチについては引き続き検討が必要ではないかと考えております。なお、冒頭に申しあげましたとおとおり、本ワーキンググループの検討事項には、リテラシー向上の内容が含まれていないものの、構成員の皆様から技術的な保護策と併せてICTリテラシー向上の施策も重要ではないかというご指摘がありましたので、今後ICTリテラシーの向上について検討する場合には、総務省において別の会議体がございますので、そちらで検討することが重要ではないかと考えております。

最後に参考資料でございます。44ページが、こども家庭庁における検討状況です。こども家庭庁において、「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ」が設置されました。本WGの構成員の上沼先生・曾我部先生が、こちらのこども家庭庁のワーキンググループの構成員となっております。こども家庭庁のワーキンググループにおきましては、各省庁の取組状況の報告が求められておりますので、総務省におきましては、本ワーキンググループの検討状況についてご報告することを予定しております。

最後が45ページ、直近の諸外国の状況についてです。オーストラリアにおいて昨年12月に全面施行された16歳未満のSNS規制に関する施行後1ヶ月の動向をまとめております。規制当局から470万アカウントの削除定時制限をしたという発表があったところでございます。他方で、規制されているサービス以外に16歳未満の利用者が移行するという状況が報道されています。また、利用者側を見ると、16歳未満の利用者においては、今回の措置をメリットとして受け止めている方もいるほか、年齢を偽って引き続き規制対象となっているサービスを利用している方もいるというのも見えてとれるところでございます。また、フランスやスペインにおいても、年齢によるSNSの一律規制の動きがあるといったことをまとめています。事務所からの説明は以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。そうしましたら、次に議事の2の意見交換に移りたいと思います。ただいまの事務局のご説明と資料3の内容につきまして、構成員の皆様からご意見・ご質問などをいただければと思っておりますが、資料の5ページ目で3つの柱とICTリテラシーというふうに区分してご説明いただきましたので、順番にご意見いただく形で進めたいと思います。

まず1つ目、プラットフォームサービスの設計上における青少年保護措置という項目につきましてご意見・ご質問がありましたらよろしくお願いたします。

では、私から1つ申し上げますと、15ページ以下の利用対象年齢の話、それから23ページの年齢確認の話と連動する話ですが、これは諸外国の最近の法制も含めて区別した方がいいと思うのは、現在各社で利用規約上は13歳ということになっておりますが、諸外国では16歳未満ということで、要するに年齢確認に2つのレイヤーがあって、現状の利用規約で定められている13歳以上かどうかということと、諸外国では16歳未満の利用禁止というものが進んでいるというところで、その部分の年齢確認の方法ということで、ネックについては2種類あるということかなと思ひ、もちろん技術的には共通するところがあると思うのですけれども、その年齢確認といったときには2つあるということ、今後の議論でも意識していただくとありがたいかなと思ひます。

では、水谷構成員お願いたします。

【水谷構成員】

ありがとうございます。最初の項目、3つの論点でいうところの、デフォルト設定や広告の閲覧制限のところですが、9ページで、各事業者の取組で青字のところカスタム設定ということになっておりますが、ここで注意しておかなければいけないのが、ペアレンタルコントロールのところ。このペアレンタルコントロールというのは、保護者が自分の子どもに対する安全管理の責任を負いなさいと、そういう考えを前提にした仕組みだと思ひます。もちろんそれは第一義的に児童の保護責任を負っているのが保護者だということで、それはそのとおり正しいと思ひますけれども、このワーキンググループで以前にもそういう話が出ていたと思ひますが、その保護者の中にも、今のソーシャルメディアの仕組みについての理解の差とか、そもそもこういうペアレンタルコントロールの仕組みをどこまで認識しているかということに差があるわけ。ですので、まず今後整理しておかなければいけないのは、ペアレンタルコントロールとして親、保護者が負わなければいけない責任の部分はどこまでかという点と、そうした保護者の責任が一定程度あるにせよ、だからといって子どものソーシャルメディア利用の課題を、すべて親の責任に丸投げされてしまうというのは問題だと思ひます。ですので、事業者が子どもに対するサービス設計の安全性として負わなければいけないところはどこなのかという点を整理して議論した方がいいと思ひった点が1点です。

もう1つ、関連して思ったのが、このカスタム設定その他、こどもに対する機能制限の設定についてのアクセスのしやすさや、保護者が理解できるようにわかり易く例示されたものを表示されているかどうかという点も考えた方がいいと思います。つまり、設定としては用意してあるけどもその説明のページがバラバラで、詳しい人は探せばわかるかもしれないけども、そうじゃない人にとってはそんな機能があることをまったく知らなかったという場合も実は結構あるはずです。事業者側が機能をリリースしていても、保護者がそれを知らなければ意味がありませんので、それをちゃんとわかりやすく、例えばある特定のページに行けば、こどものための機能制限の仕組みはこういうものがある、こういうオプションがあるということがぱっと一覧でわかるような、そういう形で、事業者の方が表示しているかどうかという点も今後確認したほうがいいと思ったところです。2点、以上になります。

【曾我部主査】

はい。どうもありがとうございます。続きまして、上沼構成員お願いいたします。

【上沼構成員】

詳しい資料をありがとうございました。リスクとどのような対策が世界で行われているかというのが一覧になっていて、非常に資料価値も高く大変参考になると思いました。

私も水谷先生がおっしゃったようなことを申し上げたいと思っておりました。8ページ9ページのあたりを見ると、多くの事業者が青少年のネット利用に関する問題についての対策を用意しているということがわかるのですが、このカスタマイズによるという青文字の部分が、どのぐらいわかりやすいのだろうというのが気になっていました。カスタマイズによる制限は、保護者がそれなりに詳しい人じゃないと、この設定ができないことになります。ですので、こどもの年齢に応じて、本来制限がかかるべきものは一括してかかるとか、デフォルトで基本は制限がオンになっていて、保護者がこどもの成長段階に応じてカスタマイズでオフにするような設定になっていないと、実効性がないのではないかという点が気になりました。

16ページのレーティングのことも少しお話をさせていただきます。Appleは世界のどこでも自分の基準を適用しているということだと思うのですが、Googleの場合はIARCというローカライズ可能な仕組みに基づいてレーティングを使っています。17ページをご覧くださいればわかるとおり、オーストラリアとブラジルとイギリスとヨーロッパと韓国は入っているのですが、これに日本が入っていないので、適用基準が日本用にローカライズされていないという問題が前々から生じています。例えば、16ページをご覧い

ただければわかるとおり、日本で昔から問題として認識されていたいわゆるコミュニケーションが入っていないのです。レーティングの基準を見ていただければわかるとおり、ほぼコンテンツ系のレーティングにしかなくなってないという問題があるので、レーティングについて日本でどうするのかというのは、これを見ると考えなければいけないなと思いました。以上です。

【曽我部主査】

どうもありがとうございました。レーティングについて具体的にご指摘いただきましたありがとうございます。その他いかがでしょうか。

そうしましたら、今の部分についても後ほどまたお気づきの点があればお知らせいただければと思いますが、ひとまず次の柱にまいりまして、フィルタリング機能の改善というところについてご意見ご質問ありましたらよろしくお願いいいたします。いかがでしょうか。

私から一言申し上げるとすると、気になったのはフィルタリングというときに、従来、あんしんフィルター等のキャリアが用意した機能のことをフィルタリングと言って、環境整備法の義務で有効化措置実施義務 16 条の辺りも基本的には携帯キャリアが用意したフィルタリングを有効にするということで話が進んできたのでしょうし、そのフィルタリングの利用率というところも、それをカウントしていることかと思うのですけれども、他方で OS のフィルタリング機能というのもありまして、これはこれで利用を推奨しているという実態があると思います。この OS 機能の制限と法律上の位置付けがよくわかっていない、つまりあんしんフィルターではなくて OS 機能を使ったときに、これが環境整備法 16 条の有効化措置を実施したことになるのかどうかについて、必ずしも明確に従来されていなかったように思いますので、どう整理されているのかというのをひとつ伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

事務局です。ありがとうございます。ご指摘いただいた点について整理した上で、次回お示しできればと思います。以上でございます。

【曽我部主査】

ありがとうございます。よろしくお願いたします。この間ご発言希望いただいておりますので順番にお願いしたいと思います。まず、米田構成員お願いたします。

【米田構成員】

ありがとうございます、米田です。広告や年齢の制限に関連して一点お伝えします。ペアレンタルコントロールは一般的に年齢に応じて行われますが、実際には年齢だけでは測れない側面もあると考えています。最近では SNS やゲームの利用が多いため、ライフスタイルに合わせた項目を設定することで、活用のイメージを具体化し、より効果を高められるのではないのでしょうか。また、制限という否定的な側面だけでなく、優れた機能を持つアプリも増えています。特にタイムマネジメントについては、他アプリでの良好な活用事例などがあると、より参考になると思います。

加えて、海外で見られるサードパーティ製フィルタリングの活用や、学校現場で課題となっている「フィルタリングの回避」への対策についても考慮が必要です。用語の更新や統一が図られ、非常に分かりやすい資料になっていると感じますので、これらを適切に公表していくことが重要だと考えます。以上です。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。続きまして上沼構成員をお願いします。

【上沼構成員】

何度もすみません。こちらのフィルタリングのものも非常にわかりやすい図になっていてありがたいと思っているのですが、米田先生と同じようなことを思っていました。フィルタリングという言葉がだんだんよくわからなくなってきたというか、青少年環境整備法のフィルタリングは、青少年有害情報の受信を制限するというフィルタリングなのですけれど、今、携帯電話事業者が提供しているあんしんフィルターでは、受信制限にプラスして利用時間の制限なども入っているのですね。その上で 33 ページに出していただいている、諸外国におけるフィルタリングサービスを見ると、例えば EU では、受信または送信されたプライベートなメッセージを検出するというので、送信、あとその次のものもいじめ、自傷行為、学校などの気になるトピックを検出した場合ということなので、こちらは受信だけの制限ではないと思われます。そうするとフィルタリングという言葉がいろんな意味で使われています。どちらかと言うと言葉はいつでもいいかなとは思ってはいるのですが、共通言語がないと、まず定義、つまり、あなたの言っているフィルタリングは何ですかということから始めなくてはいけないことになって、とても面倒だと思います。技術で青少年を保護するという意味では、「技術的保護手段」でいいのではないかと個人的には思います。その上で、例えば 29 ページを見ていくと、発信リスクとか利用時間などが機能としてあり、環境整備法で言っているフィ

ルタリング、つまり受信制限を超えることが技術的保護手段として利用可能であるということが明らかになっています。こういうその技術的保護手段で何ができるかということ、このようにマッピングしていただいて、その上で34ページにある、そのキャリアフィルタリングというもので実際どこまで対応できているのかを重ね合わせてみる。その結果、他の手段でより効率的な手段があるのであれば、キャリアに受信制限であまりお金を使わせても申し訳ないから、別の手段を講じていただいた方が実効性があるのではないかと思います。そういう意味でフィルタリング機能の改善というか、言葉として「フィルタリング」と言うかどうかはともかくとして、「技術的保護手段」つまり、子どもが使うデバイスに対して適用すべき技術的保護手段の改良っていうことをこの機会に、ぜひともきちんと議論できればいいのではないかと思います。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。今の話、技術フィルタリングというよりはもっと幅広く技術的保護手段という概念のもとに捉えていくべきだということだと思うのですが、環境整備法ですとフィルタリングが定義されていて、かつこれは閲覧制限するという定義をしているので、そうすると今のご提言は法律のたてつけに関わるようなご提言と思いました。そういう視点で考えていく必要があるというふうに承りました。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしければ次の柱に移りたいと思います。

3番目が携帯電話事業者における青少年確認義務というところで、これは必ずしも徹底されていないのではないかと、そういう問題意識が示されたわけです。こちらについてご意見ご質問がありましたらよろしく願いいたします。では上沼先生お願いします。

【上沼構成員】

年齢確認について、レーティングという年齢に応じたアプリや機能の推奨年齢がある以上は、年齢確認はあった方がいいと思っていますのですが、それをどこにさせてどう利用するかという論点があると思います。携帯電話事業者が青少年確認義務を徹底していないということなのかもしれませんが、身元の確認をしている関係で、携帯電話事業者は割と年齢確認をしやすい立場にあるのだと思います。ただ、それが携帯電話事業者にとどまっているのだとすると、せっかくだって行った年齢確認がうまく機能していないわけですし、実際の機能で使うときに、うまく連携できていないと、せっかくだってやっても意味がないのではないかと、思います。年齢確認をして、何に使うのかということと一緒に考えた方がいいのではないかと思います。ただし、年齢確認を細かくしない方がいいというプライバシーを重視する考えの方もいらっしゃるようですし、EUの方で出た年齢確認のアプリのプロトタイプもあまり機能制限が必要かどうかは見ない

機能のようなので、どこまで粒度を高くやるのか、何のためにやるのかということも含めて検討する必要があるのかなと思いました。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。今のコメントは資料でいうと 23 ページとか 24 ページの辺りの年齢確認の方法に関わるということでしょうか。

【上沼構成員】

まず、今の日本の年齢確認をした場合にどう使うかっていうのが 1 点と、この方法の話の 2 点目です。

【曾我部主査】

現状は、フィルタリングを有効化するかどうかというところで確認をしているのだと思いますけれども、ただそれに限られていて、アプリのところには、アプリ内部の機能制限というか保護措置の発動とはリンクしてないということかなと思うのですが。

【上沼構成員】

はい。おっしゃるとおりです。

【曾我部主査】

23 ページ、24 ページの資料はその各プラットフォームサービスにおいて、どういう年齢確認方法があるかという資料になっているのですが、そのやり方のひとつとしてその契約時に確認した情報を活用してはどうかという話に繋がっていく、そういうことでしょうか。

【上沼構成員】

はい。そういうことになります。

【曾我部主査】

確かに日本では既に確認義務があるのでそれがうまく繋げられればいいのかなと思うのですが、その辺りの課題があるのかどうかというのは考えないといけないのではと思いました。ありがとうございます。

続きまして、米田構成員お願いいたします

【米田構成員】

ありがとうございます、米田です。先ほどまとめられた内容に同感です。一点補足しますと、青少年確認の情報と各プラットフォームが密に連携することで、年齢に応じた制限や、コンテンツごとのきめ細やかな制限、さらにはペアレンタルコントロールやフィルタリング機能がシームレスに適用される仕組みづくりが重要だと考えます。

課題としては、日本の法的身分証明書を利用する場合、プライバシー保護の観点からハードルがある点です。そのため、適切な形での連携を模索しつつ、EU等で先行している年齢確認のアプローチを参考にすることも大切ではないでしょうか。

また、GIGA スクール端末の普及などにより、インターネット利用の低年齢化が加速しています。13歳未満、あるいは小学校低学年からネットが身近にある現状を踏まえ、幼少期から「年齢に適した利用段階」を緩やかに経ていくような、教育と技術の連携もぜひ実施していただきたいと考えています。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。低年齢化の問題もご指摘いただいたかと思います。その他いかがでしょうか。

鶴田構成員お願いいたします。

【鶴田構成員】

よろしくお願いいたします。先生方がおっしゃってくださったことに加えて、次のICTリテラシーのところにも関わってくるのですが、こどものルール作りやフィルタリングのことも含め、特に保護者のICTリテラシーを高めていくというところで、もちろん学校で授業参観やPTAの会で学校の方とか業者さんがされているところもあるかとは思いますが、年齢確認のタイミングというのはどの方も多くの方が通っていかれるというところでは、そこで何かしら知らない方でもわかりやすいようなリーフ

レットなど、そういうのも含めてフィルタリングというのはこういうものがあってという携帯電話の使い方の説明会をされているところもありますが、そこで確実に理解していただけるような印刷物となどがあって、それを通さないといけない、というような仕組みがあってもいいのではないかと思いました。また、こどもの利用のルール作りに関わるところで、私の周りを見ましてもとりあえず作っているというご家庭が多いという印象を受けていまして、ルール作りにも色々なポイントがあると私も感じていますので、そういったことも含めて案内を渡すだけでも、保護者のリテラシーは少しずつでも変わってくると思い、青少年確認の際にそういう説明ができる資料とかがあってもいいのかなと考えておりました。以上になります。

【曽我部主査】

貴重なご指摘いただきましてありがとうございます。これはこども家庭庁の以前のワーキンググループでも話題になったのですが、家庭でルールを作るときに最新のエビデンスや、その研究成果を踏まえて、家庭でのルール作りや親の指導に生かせるような情報提供が大事ではないか、そういった話題もでてきておりましたので、鶴田構成員のご指摘はそういったところにも通じるのかなと思ひまして、貴重なご指摘かと思ひます。ありがとうございます。

【鶴田構成員】

恐れ入ります、ありがとうございます。

【曽我部主査】

その他いかがでしょうか。私が1点お伺いしたいのは、36ページです。構成員限りの資料で申し訳ないのですが、ここには数値が出ていますが、これについてももう少し詳しくお伺いしたくて、例えば携帯電話の販売店も、直営店もあれば量販店で販売しているのもあれば、色々な販売チャンネルがあると思うのですがけれども、そのチャンネルによってパーセンテージが違ふとか、そういったところがあったのかということも含め、ルール遵守状況についての課題があったのかというのが、調査として出ているのであればもう少し補足いただければと思うのですが、事務局の方でいかがでしょうか。

【事務局】

事務局でございます。ありがとうございます。覆面調査については別の部署が担当になりますので、そちらに確認した上で追って回答できるようにしたいと思います。以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。確認義務の履行状況がどれだけ重要なのかというのは先ほど議論になりました。今後この情報を、どう活用していくのかと広げていくのかということとも関わるかなと思いますけれども、そのような中でこの調査結果をどういう踏まえてどのように改善していただくのか、というのは考える必要があるのかなと思いました。

次のリテラシーのところは本ワーキンググループのメインテーマではないということではあるのですが、柱として立てていただきましたので、先生方でコメントあるいはご意見があるようでしたらいただければと思います。いかがでしょうか。

こちら先ほど鶴田先生から関わるようなお話がありました。

では、米田構成員お願いいたします。

【米田構成員】

ありがとうございます。他のワーキンググループでも議論されているとおり、GIGAスクール構想が「NEXT GIGA」へと移行する中で、支援の重点はハードウェアの整備からリテラシーの向上へと移っています。文部科学省の学習指導要領においても、「情報活用能力」の育成が教育の主眼となっており、今後は単に「利用を制限する」のではなく、偽情報や誤情報に対するファクトチェック等の「防御力」を自ら備える、すなわち「デジタルシティズンシップ」の育成が極めて重要になると考えます。

その一環として、2月16日に開催された「DIGITAL POSITIVE ACTION AWARDS」で紹介された教材などの普及を強く推進していただきたいです。従来の教科書による学習に留まらず、ゲーム性を備えたツールなども含めて多角的に展開することで、子どもたちが楽しみながら能力を向上させていける環境が整うことを期待しています。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。「DIGITAL POSITIVE ACTION AWARDS」の記事が出て私も拝見しました。

続きまして、水谷構成員お願いいたします。

【水谷構成員】

ありがとうございます。リテラシーの取組として、ここに上がっているようなものがあるということによくわかりました。ここまでの議論でもそういう点があったと思いますけども、特にソーシャルメディアに限ることではないのかもしれませんが、各事業者がインターネット上でプラットフォームを自社で展開して、サービスを提供しているという中で、個々のサービスのデザインは当然それぞれ違ってくると思います。つまり X と TikTok と Instagram では同じソーシャルメディアとしてひとくくりにお話をしているけれども、実はサービス設計が全然違うというのはここまでの議論でもあったわけです。なにで、当然それらのツールに向き合うリテラシーとか、ツールの使い方それ自体も、サービスごとにそれぞれ違ってくる部分があるわけです。それは先ほどの機能制限のカスタマイズ部分も当然そうで、各社それぞれで取組をやっているの、ある意味のばらつきがあるし、それをリテラシーとしてどうやって理解していくのか。一般的なインターネットの使い方としての注意点みたいな点に関してはやりやすいとは思いますが、やはり個々のサービスに合わせた形でのリテラシーや使い方も考えていく必要があるのではないかと。それで言うと DPA は官民連携という形になっていると思いますので、そういった形でも重要なことだと思います。DPA に限らず今後何かリテラシー側でも、そういう点には注意を払っていただく必要があるのではないかなと思いました。私からは以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。その他いかがでしょうか。リテラシーに関してコメント・ご質問がありましたらお願いします。

鶴田構成員お願いします。

【鶴田構成員】

お願いいたします。先生方がおっしゃったことに加えまして、保護者と先生方のリテラシーを高めていくというところで、保護者の方もお仕事をお持ちの方も多かったりいたしまして、それこそ私も e-ネットキャラバンに関わらせていただいたこともあったのですが、現場の先生に伺うと、本当に来て欲しい方が実際は来てくれないっていうような声を伺ったりですとか。また先生方もその他の公務で忙しいというところがあります。一つの提案にはなるのですが、それこそ e-ネットキャラバンでも多くの先生

方でご講演されているご様子ですとか、そういったものを例えばちょっと細切れの動画のようなコンテンツで、例えばお仕事の行き帰りのちょっとしたときに見られるような、そういう啓発用の動画を作ってみるとか。また先生方も、情報系に強い先生はもちろんですけれど、苦手な先生もいらっしゃるかと思いますので、啓発の講座とかというと硬くなりすぎるところもあるかと思いますが、日頃の授業の中に専門の方をお招きして、先生も子どもたちも、可能であればもう保護者の方も一緒に学べるような機会ができてくると、子どもと大人の授業の中で交流をする中で新たな気づきもあって、各々の自分の立場とは異なる人たちの考えとか思いとかも気づく機会になり、またそれがそれぞれのリテラシーの向上にも繋がるのかなと考えました。以上になります。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。上沼構成員お願いします。

【上沼構成員】

リテラシーの対象者のところなのですけれども、今、主な対象者を「保護者」としていているところは、「大人」でいいかなと個人的に思っています。というのも、ネットの世界は、大人の知恵が役に立たない世界だと思うのですね。今まで年齢を重ねて自分たちで身につけてきた知恵というのが役に立たない世界なので、大人が子どもに教えるみたいな、今までのサイクルが適用されない世界だと思います。そうするともう保護者というのではなくて、青少年も大人も同じように習わないといけない。そういう中で、「大人」の中に保護者がいるという方が現実的ではないかなと個人的には思います。つまり、大人という視点が入るといいかなと思いました。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。大人を対象とすることはずっと課題だと思うのですが、重要なご指摘かと思えます。リテラシーについては、ご発言は以上でよろしいでしょうか。

そうしましたら、これ以前のトピックについて言い残したことがおありであればということで、全体についてコメントを改めてお伺いしたいと思います。

水谷構成員をお願いいたします。

【水谷構成員】

ありがとうございます。私からは、青少年保護措置の部分で利用対象年齢と年齢確認のお話があったので、そこでコメントしておきたいことがあります。

今日いただいた資料を見ている、プラットフォームは大まかに13歳というところで一応利用規約上は対象年齢としている現状があるわけです。他方でこの年齢設定が合理的なのかどうか。もちろんそれはエビデンス的な観点から難しいところはあるにせよ、直感的に各サービスが同じように13歳が基準というのは本当にそうなのだろうかと思ったりもするわけです。ですので、この13歳という年齢設定が合理的かどうかということも、各社できちんと検討していただくことが必要ではないか。他方で、諸外国の規制では、利用対象年齢に上乘せした形で年齢規制をかけているけれども、サービスごとに青少年に対するリスクは全く違うわけなので、国が一律に何歳からはいいと言って年齢制限をかけるというのは不合理だと思います。である以上、やはり各事業者が自分たちのサービスにとって適正年齢はどこなのかということをご検討いただくことが欠かせないと思います。「その他」にリスクの評価の話がありましたが、そうしたサービスのリスク評価の中で事業者ごとにご検討いただくという方向がひとつあり得るのではないかと思ったのが1点目です。

2点目は今の点と関連するのですが、年齢確認についてです。諸外国では特にオーストラリアの件がメディア等では、ある意味でセンセーショナルに取り上げられているように見受けられるわけですが、実は私もオーストラリアの規制の中身を調べてみると、求めているものは信頼性の高い年齢確認手法を使いなさい、それも各サービスのリスクに応じて厳格な年齢確認手法も含めて「合理的措置」をとりなさいとなっているわけです。またイギリスのオンラインセーフティ法も合理的措置とは書いてないですが、「極めて有効な年齢認証」となっていたり、EUのDSAにおいても年齢確認の手法として推奨される手法のような形で設定されているわけですね。このように各国が、年齢確認の方法や手法をきちんと合理的なものにいなさいという形で一種の裁量を事業者に与える形で義務付けていると考えるならば、実はその点にあまり大きな差はないと見ることもできるかもしれません。ですので、僕自身は、オーストラリアのように一律で一定の年齢制限を設けて年齢確認を義務付けるという手法には消極的ですが、サービスごとに適正な年齢設定をご検討いただいたうえで、その適正年齢を遵守するために年齢確認を合理的な範囲で厳格化していただくという議論を、今後していければいいのではないかと思います。それについても、もしかしたらサービスのリスク評価のところで、自社のサービスに合わせた年齢確認の仕組みをとっているかどうか各社に評価していただくという立てつけも有効かもしれません。今後の流れとしてそのように考えるといいのではないかというコメントになります。私からは以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。貴重なご指摘ありがとうございます。

今のご発言に質問させていただきます。1つは、1点目の13歳という各社の利用対象年齢の設定ですが、これの根拠は私のおぼろげな理解だと、例のアメリカ COPPA の規定に依拠していると思います。そういう意味では古い基準でもあり、かつ一律で13歳ということで合理性があるのかということと、COPPA はプライバシー関係の規制ですので、この青少年保護全般に関して適当なのかということ、様々議論の余地があるのかなというふうに思いました。COPPA が基準だということは、よろしいですね。

【水谷構成員】

そのように理解しております。

【曾我部主査】

ありがとうございます。もう一点その後段についてもお伺いしたいのですが、オーストラリアは年齢確認の方法の合理化というのはあると思うのですが、その上で16歳未満の一律禁止がやはりインパクトとしては大きい。水谷構成員としてはむしろ年齢確認方法が、オーストラリア法においても柱であるというご認識ということになりますでしょうか。

【水谷構成員】

そうですね。もちろんオーストラリアの法律自体は特殊、目新しいという点は曾我部主査のおっしゃるとおりだと思うのです。ただし、制度としての一番重要なポイントとしては、年齢制限を上乘せしたところよりも、年齢の確認の仕組みをきちんとやりなさいと。文献をいろいろ読んでみると各事業者の年齢確認の信頼性があまりないのではないかと、すり抜けが多いのではないかとということも議論されていたようですので、何かそこは日本としても注視すべきというふうに思った次第というところでは。

【曾我部主査】

ありがとうございます。そちらにもちゃんと目を向けるべきだというご指摘であればおっしゃるとおりとおりがなと。

【水谷構成員】

そういうことです。

【曾我部主査】

ちょうど最近各国で16歳未満一律禁止の動きが広がっていて、その影響を与えた文献と呼ばれるジョナサン・ハイトの書籍が日本でも最近翻訳されたので、日本でもこういう意見が強まってくるかと思えます。そういったところでまた議論が進むかと思いません。

その他、全体を通じていかがでしょうか。

若干の総括をさせていただきます。

まず1つ目の柱について冒頭、水谷構成員から、親の責任の範囲の問題というのがあり、その他の構成員からもICTリテラシー向上の限界についてのコメントもありました。リテラシー教育自体は親にしても子どもにしても長年行われてきたところですので、引き続き必要であることは間違いないのですが、かなり頑張って進めたとしても親の理解を高めるという意味では限界があるだろうというのが私の認識です。

そういう意味では、やはり事業者側で一定の保護機能を用意していただき、それを利用していただくということが重要になってきておまして、そこでやはり重要なのは、ご指摘にありましたとおりデフォルト設定だと思えます。保護機能はあるけれどもデフォルトになっているかどうか、あるいは機能があるかどうかということも、一覧で示していただきましたので、これは非常に貴重な資料となっているかと思われまます。デフォルトになっていない部分については現状では各社でお考えいただくということがあると思えますし、今後制度的枠組みを考えていくという中では、こういったところをより真剣に各社で考えていただくような枠組みを考えるということがひとつ課題になると思います。

レーティングについては、非常に課題がいろいろあるということですがけれども、上沼構成員のコメントにありますとおり、ローカライズをする余地が既にOSの方であるということであれば、それを日本としても活用していくということがひとつ課題になるだろうと思えます。ただ政府がレーティングを指定するということは、日本の憲法制度上も馴染まないと思えます。したがって、どういう形でローカライズの主体を作っていくのかというのが課題になると思いました。

あとは、フィルタリングを広げて「技術的保護手段」にするというところについて、先ほどご質問させていただいた、OSの機能の法律上の位置づけの問題も含めて考えていく必要があると思えます。

年齢確認に関しては、その実効性の問題と、その実際に活用される現実性という問題がありまして、その中で携帯電話事業者等が、契約時に年齢、青少年の確認をするという現行の仕組みをどのように拡張できるのかということがひとつ課題になると思います。あと水谷構成員は各社の年齢確認義務まで導入するかどうかということは、慎重な言い方をされていたと思いますが、各国では義務化されている場合もあるので、日本でもそういうことができるのかどうかということはやはり論点になるのだろうと思います。また、先ほどのデフォルト設定と年齢確認をリンクするというようなことを考える必要があると思います。

利用年齢に関しては確かに最近のトレンドのように一律に禁止するということは、私自身は消極的ですが、そこはいろんなご意見もあるかと思いますが、今後、当然課題になってくるだろうというふうに思います。ひとまず私の方で総括をさせていただきました。

今の総括も含めてもし最後に皆様からのコメントがありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら意見交換につきましては以上とさせていただきます。

全体を通じて構成員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。では最後、事務局から連絡事項がありましたらよろしく願いいたします。

【事務局】

事務局です。次回会合につきましては追ってご連絡させていただきます。以上です。

【曾我部主査】

ありがとうございます。それでは以上をもちまして青少年保護ワーキンググループ第3回会合を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。